

「住まうビジョン・大阪（大阪府住生活基本計画）（案）」に対する府民意見等と対応方針、府の考え方について

☆募集期間：令和3年9月13日（月曜日）から令和3年10月13日（水曜日）まで

☆募集方法：電子申請、郵送、ファックス

☆募集結果：3名（団体を含む）から、延べ5件（うち、意見の公表を望まないもの0件）のご意見・ご提言をいただきました。

寄せられたご意見等についての大阪府の考え方は以下のとおりです。なお、ご意見等は、個人や団体を特定又は類推できる情報を除き、原則原文のまま掲載しています。

番号	ご意見等の内容	府の考え方
1	<p>概要案（好循環を生み出す為3つの視点踏まえた様々な施策を構築、推進）</p> <p>バリアフリー化について、新たなライフスタイル等多様性に対応した形、間取り（当事者が安心、安全に自立生活出来る住宅・ニュータウン等集合住宅であればスロープ、エレベーターは当然の事、ゴミ出し（ゴミ集積箇所、投入口までのアプローチ等一人で可能になる様な設計が必要。）当事者の目線を考えた施策を構築（設計・計画段階での当事者の参加）が必要。</p>	<p>ご意見の趣旨につきましては、第2章「2. 3（1）建築物のバリアフリー化」及び第2章「4. 1（3）公的賃貸住宅ストックの有効活用」に記載しています。</p>
2	<p>3. 1（1）「密集市街地の整備」（P.22）について</p> <p>密集市街地の整備に関しては、国が平成24年に市街地大火等で危険な密集市街地（全国197地区・5,745ha）を「地震時等に著しく危険な密集市街地」として公表し、当初計画においては平成32年（令和2年）までの解消を目標としていた経緯にあります。本件は、令和3年3月19日に閣議決定した住生活基本計画（全国計画）において、地震時等に著しく危険な密集市街地の解消とそれにあわせた地域防災力の向上に資するソフト対策を強化することとされていると承知しております。なお、この時点において全国で111地区2,219haが解消できていない状況にある点が公表されております（※）。</p> <p>大阪府においては、同時点において33地区・1,014haが解消できていない状況となっており、全国の「地震時等に著しく危険な密集市街地」全体の地区数で29.7%、面積数で45.7%と最も大きい割合を占める状態です。</p> <p>南海トラフ巨大地震の発生が高い確率で起こることが懸念され、発生した場合には密集市街地に起因する火災旋風等により、多くの人命が失われる危険性が指摘されています。</p> <p>大阪府として、【重点取組】と位置付けているところ、府民の生命・財産を守るべく早期の解消を図るため、従来の延長線上の解消施策に止まらず、補助金の導入等により実効性が高く、密集市街地解消に向けより踏み込んだ施策の実施を要望します。</p> <p>※国土交通省「地震時等に著しく危険な密集市街地」について  <a href="https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000086.html">https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000086.html</a></p>	<p>具体的な施策については、「大阪府密集市街地整備方針（令和3年3月改定）」及び事業主体である各市が策定する「密集市街地整備アクションプログラム」に位置付け、適切に対応してまいります。</p>

3	<p>3. 1 (3) 「災害リスクを考慮したまちづくりの推進」(P.23)について  南海トラフ巨大地震、線状降水帯による集中豪雨や巨大台風の上陸など自然災害が頻発・激甚化しています。これに対応して、地域住民に生活圏における自然災害リスクの状況を的確に伝え得るハザードマップを作成・提供すること、ハザードマップの周知や避難に関する地域におけるコミュニケーションを充実させること、など自然災害リスクへのソフト面の対応を強化する姿勢に異論はありません。他方、ハード面、特に水害や土砂災害等の災害ハザードエリアにおける開発抑制については、都市計画法・改正都市再生特別措置法(※)に則り、災害レッドゾーン地域については開発の原則禁止、浸水ハザードエリアについては安全上及び避難上の対策等を許可の条件とするなど、市街化調整区域における住宅等の開発許可の厳格化を図るべきです。「災害リスクを考慮したまちづくりを推進します」といった抽象的な方針に基づく対応ではなく、地域住民の災害リスクを低減するべく、市町村における防災移転計画を後押しする等災害ハザードエリアからの移転を促進するような実効性の高い、より踏み込んだ施策の実施を要望します。  ※国土交通省「安全で魅力的なまちづくりを進めるための都市再生特別措置法等の改正について」(<a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000070.html">https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000070.html</a>)</p>	<p>市街化調整区域における開発許可の厳格化を図るため、大阪府都市計画法施行条例の改正等について検討を進めています。また、災害ハザードエリアからの「移転の促進」に関しましては、本府関係部局や府内市町村とも共有し、引き続き、検討や取組みを進めてまいります。</p>
4	<p>3. 3 (1) 「大規模災害時等の体制整備」(P.27)について  台風・豪雨等による損害は、基本的に(契約内容によります)火災保険の支払対象となりますが、地震による損害は火災保険の支払い対象ではありません。被災後の復旧・復興、被災者の生活再建費用、府民の自助促進の観点から考慮すると、公的支援金等だけでは十分とは言えず、地震保険の役割発揮は必要不可欠と考えております。  南海トラフ巨大地震の発災が懸念される一方で、地震保険の付帯率が68.5%(全国平均68.3%)にとどまっている大阪府において、公共性の高い地震保険(※)の周知・役割発揮等について記載いただきますようお願いします。  ※地震保険は、政府と損害保険会社が「地震保険に関する法律」に基づいて共同で運営しており、商品内容・保険料について保険会社間で差異はありません。地震保険の詳細は、次のURLをご参照ください。(<a href="https://www.jishin-hoken.jp/">https://www.jishin-hoken.jp/</a>)</p>	<p>ご指摘の地震保険については、万一被災した場合の備えとして重要と認識しております。大阪府地域防災計画において、地震保険の加入の必要性を含む、災害への備えについて普及啓発を行うこととしています。また、本計画に位置付けている、耐震改修の普及啓発の取組みにおいて地震保険制度の紹介を行っています。  なお、本計画においては、具体的な施策の記載は最小限にとどめておりますので、原案通りとします。</p>
5	<p>住まうビジョン・大阪の原案の作成、お疲れさまです。最後にある「用語の解説」の中に誤りではないかと思うところがあります。  ヒートアイランド現象(51頁)の4行目 ～トアイランド減少は、都市が～  ⇒現象  DIY(51頁)の3行目 ～に変更、床・壁・点状の素材の～  ⇒天井  ZEH(52頁)の1行目 ～の略。外皮の断熱性能等を～  ⇒外側  以上、むずかしいことはわかりませんがご一報まで。</p>	<p>誤字については、訂正いたします。</p>